

県南広域振興局長告示第116号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成26年6月17日

県南広域振興局長 遠藤達雄

- 1 路線名 石鳥谷大迫線
- 2 供用開始の区間
  - (1) 花巻市石鳥谷町新堀第40地割16番19地先から第22地割346番地先まで
  - (2) 花巻市石鳥谷町新堀第22地割347番地先内
- 3 供用開始の期日 平成26年6月17日
- 4 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 県南広域振興局土木部花巻土木センター
  - (2) 期間 平成26年6月17日から同年7月17日まで